

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第1回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年8月6日（水） 午前10時38分～午後12時09分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について
○島根県最低賃金について

【室 長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会第1回会議を開会いたします。

本日の会議は、専門部会委員の任命後初めての会議ですので、部会長及び部会長代理が選出されますまでは事務局において議事進行をさせていただきます。

【係 長】 まず配付資料の確認をお願いします。

本日は会議次第が1枚。会議資料としてインデックスのナンバー1からナンバー4まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

まず資料ナンバー1が1枚もので、当専門部会の委員名簿です。資料ナンバー2が1枚もので、当専門部会の運営規程です。資料ナンバー3は表紙と目次があり1ページから49ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、資料ナンバー4が表紙と目次があり、1ページから24ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書参考資料となっております。以上をお配りしています。

続きまして委員の出席状況についてご報告します。

本日は委員全員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

なお、専門部会委員のご紹介ですが、お手元の資料番号1委員名簿のとお

り、令和7年7月31日付けで任命させていただいているので、この委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

【係長】 まず、配付資料の確認をお願いします。

本日は会議次第が1枚、会議資料としてインデックスのナンバー1からナンバー4まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、当専門部会の委員名簿、資料ナンバー2が1枚もので、当専門部会の運営規程、資料ナンバー3が表紙と目次があり、1ページから49ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、資料ナンバー4が表紙と目次があり、1ページから24ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書 参考資料となっております。

以上をお配りしております。

【室長】 また、本日の会議の公開については本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、6名の傍聴希望者があり、本日3名の方が傍聴されておりますので報告いたします。傍聴者の皆様方には傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いします。

なお、本会議は公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会運営規程に基づき、部会長判断により、会議を非公開とする場合がありますことをあらかじめご承知おきいただきますようお願いします。

【係長】 会議次第の2番目に移りまして、労働基準部長の河野がご挨拶いたします。

【部長】 基準部長の河野でございます。

委員の皆様方にはお忙しい中、島根県最低賃金専門部会委員にご就任いただき誠にありがとうございます。

先ほど本審にて目安の伝達がありました、専門部会の委員の皆様方におかれましては、島根県における諸事情を総合的に勘案いただきまして、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

【係長】 それでは、会議次第3番目の部会長及び部会長代理の選出に移ります。

【室長】 部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項、

第25条第4項により、「公益委員を代表する委員のうちから、委員が選舉する」こととなっております。

島根におきましては、委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【景山委員】 部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員に務めていただきたいと推薦します。

【室長】 ありがとうございます。

ただいま、景山委員より部会長に藤本委員、部会長代理に松本委員とのご発言がありましたら、委員の皆様異議はございませんか。

(「ありません。」)

【室長】 ありがとうございます。それでは、部会長には藤本委員、部会長代理には松本委員が選出されました。

【係長】 それでは、今後の議事進行につきましては、部会長の藤本委員、部会長代理の松本委員よろしくお願ひいたします。

それでは、藤本部会長からご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をお願いします。

【部会長】 部会長となりました藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

【部会長】 続きまして、会議次第の4番目、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について事務局から報告してください。

【室長】 最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされており、また、最低賃金審議会令第6条第7項は、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定ですが、これについては、先般の第441回審議会において最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項を適用することが議決されていますので、その旨、ご報告いたします。

【部会長】 事務局から報告のとおり、審議会令第6条第5項及び第7項については第

441回本審で議決されておりますのでご承知おきください。

【部会長】 続きまして、会議次第の5番目、関係労使の意見聴取について事務局から報告してください。

【室長】 専門部会における聴取の取り扱いについての報告になります。

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聞くものとする。」、そして専門部会運営規程第4条第3項では、「専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。」と規定しています。

専門部会における、参考人からの意見聴取の取扱をご審議いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【部会長】 ただ今、事務局から説明がありました。参考人から意見を聞くかどうか諮りたいと思いますがいかがでしょうか。

労側、使側、それと公益も、専門部会においての意見聴取は特にしないということでお、よろしいでしょうか。

(全委員了承)

【部会長】 労側、使側、それと公益も専門部会において意見聴取は特にしないということにさせていただきます。

それでは、取りあえずは関係者の意見聴取は行わないこととしますが、必要があればその時に改めて諮らせていただくことといたします。

【部会長】 それでは会議次第の6番目、最低賃金に関する基礎調査結果について事務局から報告をお願いします。

【係長】 本年6月1日に実施しました最低賃金に関する基礎調査について、説明させていただきます。

お配りしております、赤いインデックスの資料ナンバー3と資料ナンバー4をご覧ください。

資料ナンバー3については、49ページ物の「最低賃金に関する基礎調査結果報告書」、その後ろに「総括表」と記載されている8枚物の政府統計のe-statに掲載する予定の統計表です。

資料ナンバー4は24ページ物で、最低賃金未満率・影響率などを「参考資料」としております。

では、資料ナンバー3の方をご覧ください。1ページ目が基礎調査の概要になります。1ページの2(2)のとおり、この調査はアからクまでの8産業を対象に行っております。本年6月分の賃金の支払見込み額を回答いただく調査となっておりまして、基本給の賃金形態について、月給、日給、時間給のいずれかを記入していただき、月給と日給は時給に換算し集計を行っております。

次に2ページの第1表ですが、総務省の令和3年経済センサス活動調査、以下、経済センサスと言いますが、この中から事業所数と労働者数を産業別、規模別に分けて計上しています。この表の網かけ部分の数字が基礎調査の対象となっております。

規模については、製造業が99人までの規模を対象にしており、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象として調査を行っております。

次に3ページの第2表につきましては、基礎調査の実施結果となります。上段が調査産業計で、中段の地域別最低賃金適用の産業と下段の産業別最低賃金適用の産業を合計したものが、上段の調査産業計となっております。

表の見方ですが、一番上の行の数字で説明すると、産業別を含めた全体で調査対象事業所数が16,736、このうち、1,747の事業所に調査を依頼しまして、そのうち920の事業所から回答があり、回答率は52.7%となっております。回答のあった920事業所のうち、労働者なし、廃止・労働者なし、労働者の規模外などを除いた有効件数が831件となっております。

参考までに、今年は1,747の事業所に調査を依頼したのに対し、昨年は1,737事業所に依頼し、1,024の回答があり、昨年の回答率が59%でしたので、今年度は6.3ポイント減となっております。

第2表の左側の調査対象の事業所数、それから労働者数というのは、経済センサスを基に把握した最新の事業所数、労働者数でありまして、これを母集団と呼んでいます。私どもが使っておりますシステムが指示した必要数をきちんと集め切って集計すれば、この経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数の分布をそのまま正しく推定できるとされておりまして、従来から同様の方法で調査を行っております。

次に4ページ以降に産業の区分別に事業所規模別、年齢別、男女別にそれぞれ集計の仕方を変えた3枚の「賃金分布表」を付けております。それと、その産業区分において労働者数が、どのように分布しているかを表したグラフを1枚付けて、3枚の賃金分布表と1枚のグラフ、これがワンセットにな

って43ページまで続いております。

これらの表の補足説明となります、例えば地域最低賃金適用の産業でみると、8ページの第6表の島根県最低賃金適用者101,451人となっております。

なお、経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数は、3ページの第2表の中段のところで110,882人となっておりますが、若干人数が相違していますが、これは調査データがなく復元されなかった産業にかかる労働者数が除かれているため、若干相違しているものです。

9ページと10ページは、この101,451人を男女別、年齢別にそれぞれ集計し直したもので、3枚とも下にある合計欄の特性値は、全て同数値となっております。

次に44ページの第33表につきましては、特性値と最低賃金未満労働者数を表した表となっております。この表の下半分が島根県最低賃金適用産業の労働者を対象とした分布の特性値となります。右側の欄は最低賃金未満労働者数となります。962円未満の労働者数が、調査結果を経済センサスから算出した101,451人に復元した時に2,259人いることを表しています。地域別最低賃金適用産業の未満率は2.1%で、昨年度が1.6%でしたので、0.5ポイント増となっています。

資料は付けてございませんが、参考までにこの調査において最低賃金未満労働者のサンプル数ですが、これが152人ということになっておりました。男女別では男性53人、女性99人で女性が多いということです。年齢別では50代までが100人で、60歳以上が55人となっております。

また、規模別では1から9人の小規模事業所が84人で最も多くなっております。業種別を見ますと、小売業が最も多く47人となっております。

次に45ページの第34表ですが、これは月平均の賃金額、時間額、1カ月の労働時間数の資料です。

また、47ページの第35表は特性値の一覧ということになっております。全産業計、島根県最低賃金適用の産業計、それから地域別最賃を構成する7つの産業についての賃金分布表が4ページから43ページまでセットで続いているが、この特性値を一覧表化したものがこの第35表ということになります。

それから、49ページの第36表につきましては、賃金分布表の区分により、構成比等を集計したもので、第37表は一般労働者とパート労働者の比率を出した数値となっております。

それ以下、付けております8枚の表につきましては、e-statに掲載する統計資料を参考までにお付けしております。

次に、資料ナンバー4の参考資料の説明をいたします。

1ページ目の参考資料1は基礎調査の設計図に当たるものでして、40の産業に分類し、経済センサスの数値を基に母集団事業所数と労働者数を集計システムに設定し、調査データを取り込むことで、システムが集計時に用いる復元率を算出しております。

2ページ目の参考資料2は、最低賃金未満者数と未満率を時系列で記載したものです。

3ページ目の参考資料3は、最低賃金引上げ額、引上げ率と影響率の関係を示した表になります。この表は調査産業計より集計したものとなります。先ほど未満率を2.1%とご紹介しましたが、小数点第1位までの記載ということでこのような記載になっていまして、こちらの参考資料では小数点の第2位まで記載しています。参考資料3においては、未満率は2.06%というのがより正確な数値となっています。

また、資料の賃金分布表は賃金額が10円刻みとなっておりましたが、この参考資料においては、現在の最低賃金額962円からの1円刻みでの分布表となっていますので、参考にしていただければと思います。

改めてご説明しますと、3ページから4ページにかけて1円から100円までの引上げ額に対応した影響率、未満労働者数を記載しております。

私からの説明は、以上となります。

【部会長】 続きまして、会議次第の7番目、島根県最低賃金についてです。

中賃の目安答申、賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する基礎調査結果、これまでに配付された資料、地域の経済情勢、雇用の実情などを踏まえて、島根県最低賃金の方向性や金額審議の進め方も含めた基本的な考え方について、労使委員の皆様からご意見をお願いしたいと思います。

それでは、労側、使側の委員の皆様、「意見表明」の方、よろしくお願ひいたします。

【景山委員】 ちょっと戻るんですが、先ほどの説明資料について質問してもよろしいですか。

【部会長】 それでは、さきほど事務局からの説明に対する質問をお願いします。

【景山委員】 毎年質問している項目ですが、2つありますて、1つめは44ページの未満率。それから資料4のほうでも経年の数字が載っていますが、今年は昨年が非常に高い引き上げ額であったということもあって、今年の未満率

が上がっているというのは非常に懸念するところであります。加えて質問については、今日ご説明のあった未満率の人数ですね、2, 156となつていて人数が実数的にわかる範囲で今後教えていただきたいと思いますので、次回の説明を求めたいと思っています。

もう1点は、資料4の4ページに目安となる63円あたりの1円刻みの表がありますが、実際にこの63円、例えば目安としたときに28, 000人余りの方に影響があるという表になっていますが、これも同じように実態に近いところで数値が教えてもらえるものなら、可能な範囲で次回会議にお知らせをお願いしたいと思います。

【部会長】 この点について、事務局からお願ひします。

【係長】 ご意見については了解いたしました。

補足としましては、先ほど実際のサンプル数が152人最低賃金未満があったとお伝えしました。すべての調査サンプル総数が8千いくつということであったかと思いますので、それを踏まえて次回の会議までに資料を作成したいと思います。

【部会長】 そのほか何か、質問などありますでしょうか。

それでは続きまして、労・使委員の皆様に「意見表明」をお願いしたいと思います。

それでは労側の方からお願ひします。

【景山委員】 まず資料を配らせていただきます。

(持参資料を配付)

疎明資料になるものと、補足の資料として5つのものをつけておりますので隨時ご覧いただきながらご説明させていただきます。

非常に暑い夏が続いておりますが、いよいよ最低賃金の審議ということで熱い議論がこれから交わされるのではないかと思っているものの、これまで先輩方から引き継ぎました審議ですので、島根県の将来をどのようにしていくかということの、ひとつの賃金指標であると労側としても受け止めていますので、慎重審議にあたって我々としてもしっかり努めていきたいと思っています。

疎明資料の1枚目は、日本あるいは島根県を取り巻く環境ということで

ございます。やはりトランプ関税の状況というのは、これからまだまだ目を離せないということありますし、県内でも自動車産業に関わる労働者も非常に多い、会社も多いということですので、その辺は十分に注視をしていきたいと思っているところです。

この経済状況の中では、外需は必ず下振れ圧力が強まるということは労側としても認識をする中で、何よりも必要なのは内需回復というものが必要になってこようかと思っております。そして全体の環境を見てみると、まず設備投資は内閣府などが7月にまとめたものを見ますと、総じて拡大傾向が継続していくと謳われていますし、賃上げについても構造的な人手不足というのが島根県も一緒ですが、その賃上げ慣行というのも継続すると見込まれているという一般的な見方ができようかと思っています。

我々も春闘をやってきましたけれども、3年連続で高水準ということであり、33年ぶりの高水準となった昨年よりもさらに高い伸びを実現することができたというふうに思っております。しかしながら、どこの地域でも言われておりますけれども物価上昇が非常に影響したために実質賃金はずっとマイナス基調だということは島根県内でも変わらないということでございまして、実際使えるお金が増えたかというとそうではないという状況が続いていると思っています。このことが、やはり内需にも関係しますけども、国民が生活向上を実感するということに至っていないということは、購買力そのものが低下しているということに起因するんだろうというふうに思っています。とりわけこれからの日本経済界においては、人への継続的な投資ということがずっと言われておりますし、このことのひとつに最低賃金の引き上げということが大きな要素として関わってくるというふうに思っています。

島根県最低賃金の項目になりますが、先ほども申し上げましたように島根県らしい最低賃金ということで審議をこれまで継続してきたというふうに思っています。ほぼ単独で全国最低の最低賃金になったこともありましたが、Dランクの中上位を目指すというふうな活動をしてくる中で、昨今のランク区分けにおいてはBランクに入るところまで島根県の最低賃金というのは位置づけられるようになってまいりましたし、プライドを持った活動をもとに最低賃金を審議していくということは非常に大事だと思っています。

島根県知事もあちこちで少子高齢化の話などもされていましたり、先日はabemaTVでも強権ぶりを発揮しておられて、再生数もかなり上がっているというふうな画面も見ましたが、やはり我々自身ができることと国にやつていただきたいことをしっかりと分けて訴えておられますので、非常に共感

するところです。

若い人の選択によって島根県に振り向いてもらえないという環境が続いているというふうに思いますし、一定程度歯止めがかかってきたというのは各種のデータを見ても明らかではあるんですけども、やはり生まれてくる子供が少ない中でいくら県内企業への就職率が上がっても絶対数を確保できないということは片方ありますので、そのへんを注視した都市部との格差のは正、県内の人手不足の解消、若手の県外流出への歯止めといったところがポイントになりながら、この審議をしていきたいというふうに思っています。

資料1をご覧いただきますと、これは東京、大阪、広島と島根県の最低賃金の比較ということで、経年的にその比率も出しております。一番上が島根と東京を比較したものになりますが、東京に対して77.6%だったのが2018年でしたが、昨年の審議結果によって82.7%まで確実に格差の圧縮ができたというふうに思っています。また、のちにも同じようなデータが出てきますが、大阪、広島に出ていく高校卒の子が非常に多いということでこれをピックアップしていますが、大阪、広島についてもまだ差はあるものの最賃の比率というのは徐々に狭まっているということが言えると思います。

続いて疎明資料の2ページ目になりますが、上段部分は今日初めの会議でありましたように中賃の状況ということになっておりまして、やはり最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要性があることを考慮されたということが非常に頭に残っていますし、賃上げの流れの維持拡大を図って労働条件の改善という言葉が今回入っていますので、そのことをポイントとしながら労働者の生活の安定性に資することが背景にあるんだというふうに我々としては捉えています。過去最大の目安となっていますので、我々も未知の世界に取り組むということですが、しっかりとデータ等見ながら審議させていただければと思っています。

それでは、具体的に県内の労働者の賃金、生計費、支払能力について、我々の主張をさせていただきます。

2025年の現在のところの春季生活闘争の結果ということで、経団連、経営者協会様、連合本部、連合島根ということであげさせていただきました。事務局から配られた資料の中には連合島根の6月の結果が出されていますが、別紙2としてお配りしたものは、それに加えて加重平均を出したものです。単純平均というのは、出てきた数字を会社の数で割ったという単純平均になりますが、加重平均は、一人当たりの賃金がどれだけ上がったかという確からしさが高まるものになっていて、これを見ると、71組

合の妥結結果から見ると、13,545円ということで定期昇給を合わせた賃金アップということになっています。賃金についてはどこでも言われているようにモメンタムが維持されつつ、賃金は上がっていくものというふうにこの数年はなっていると認識しています。

そして次に生計費ですが、中央でもかなり審議をされましたし、これが一定の根拠となって今回の目安が示されたと思っています。別紙3と合わせながら見ていただきたいと思いますが、全国的に見ても、2022年からの推移をとっていますが、この近年、めちゃくちゃ上がっているということは皆さんも実感のとおりだと思っています。直近3年余りの物価上昇は、消費税アップ以外では30年ぶりだということで、異常値を示していると思っています。物価の上昇は、一定程度金利の問題もあって2%程度望むということで、ずっと日本もそこを目指していたわけですが、はるかにそれを凌ぐ勢いで物価だけが上がっているという状況が続いていると思っています。このことによって実施質的な我々の購買力は低下していますし、どこで生活水準を維持するかといえば、どういう収入の方でも食費を削らざるを得ないということになると思います。今日、意見陳述をされた中でも、高卒の子が一人暮らしをするには非常に難しい時代だということをおっしゃっていましたが、我々も同じように感じるところです。

資料3の2ページは、下のほうに丸めて書きましたが、2024年度の平均で、2020年度基準の松江市の消費者物価指数を比較したものとしては総合で109%、生鮮品を除くものは108.5%、生鮮品・エネルギーを除くものは107.2%ということで、この3段階になっていますが、近年はこの差が非常に少なくなっているとも特色であろうと思います。その背景には、全国的に物が上がっているので、島根県も東京も同じものが上がっているということで、生活への影響度が非常に高くなっているということが言えようかと思います。

それから3ページ目は、昨年も出しましたが、昨年は四角囲みの手前の資料を出しました。昨年から一段物価水準が上がっているということが見ていただけるかと思いますので、賃金が上がっていらない労働者については、あるいは家計については、非常に苦しさが増しているということが容易に想像できると思います。

そして本文に帰りますが、通常の事業の支払能力です。当然、いろいろな場面で経営者の方々と協議もさせていただいておりますので、ご苦労なさっているということは非常に我々としても理解するところです。加えて急激な賃金の引き上げについては、その原資の確保が非常に難しいことも理解をするところです。しかしながら我々がいろいろな指標を見てきたと

ころ、売上高、経常利益、一人当たりの付加価値額、価格転嫁率などは日本全体でいろいろな取り組みをされていること、また島根県もその取り組みに乗じていることなどを通じて改善傾向であるということは思っていますし、今回の中貸での議論の中身によりますと、労働分配率は、資本金1,000万円未満の企業において令和4年度から低下していると伝えられていますので、もう少し払ってもいいのではないかという議論もされていましたところですので、そういったことも加えさせていただきました。

別紙4をご覧いただくと、これはハローワークに出された募集賃金をジョブズリサーチセンターが集計したものになります。これは各県ごとにアルバイト・パートの募集の金額が出されていて、4ページ目に島根県が出ています。この島根県を見ると、左側が今月の平均時給になっていますが、今年6月の集計でして、全体が1,097円であるということですので、現在の地域別最低賃金が962円ですのでこの差は135円になります。また、この中で一番低いのがサービス系ということになりますけれども、この1,057円との比較においても95円島根県の最低賃金を上回っているということですので、すでに島根県においては、支払能力は一定程度担保されていると理解するところです。

そして最後の、最賃がもたらす影響という見出しを付けていますが、昨年も出しましたが、島根県の概況に従って少し実態について共有化したいということで主張しています。

まず、島根県の概況というのは、今年から創生計画の2期計画が始まっていますが、毎年島根県の実態について人口統計等々について調べられ、それを公表されているものです。12ページを見ていただきますと、社会動態の2とありますが、やはり社会減によるところを島根県としては縮めていきたいということになっています。自然減というものは止められないという一方で、関係事項あるいは社会増した世帯ということになっています。ここで見ますと昨年と状況は変わりませんが、15歳から24歳の若者の行き来が非常に大きい、特に転出が大きいということになっています。

次に29ページをご覧ください。高校生の進路として取りまとめられており、10年前と比較して800人が減少している子供の数の問題があります。進学が7割、就職が2割というのもここ近年は変わっていない状況です。加えて右側の下の県内就職率の推移ですが、昨年までは81.2ということで引きあがってきたという喜ばしい数字でしたが、今年まとめたものでは5ポイント下がったという状況です。

次にその下の30ページです。大学等への進学によって出ていった方が帰ってこないという問題が非常に大きいということで、これが社会減の大

きな要因にもなっていますが、島根県内の高等学校から進学した人が県外へ2,343人出ているということです。この多くが1位は広島、2位大阪、そして岡山となっていますので、最初にお示しした資料の中でのベンチマークにつながっていくということをご理解いただきたいと思います。県外にしかない大学がたくさんあるので、そういったことは考えられますが、この方々がそこに移住してしまっているという結果については、やはり課題として認識すべきではないかと思っています。

次に36ページです。県内労働者の実質賃金指数の推移について調べてあります。令和2年を100としたときの指数となっていまして、令和4年に大きく低下とありますが、令和6年の状況を見ると、島根県の指数は96.2、そして東京が99.9、そして全国平均が99.3ということになっており、実に3.7ポイントの差が出ているということですが、もう一つこのグラフから見ると、ここ3年くらい大きくこの差が開いていっているということに、非常に課題認識を持つところです。全国平均とも、あるいは東京都ともどんどん開いていっているということで、最低賃金の実数としては、比率は縮まってきてはいるが、実際の実質賃金という労働相場から見ると差は広がっているということが言えると思っています。

まとめですが、県がこのことをもとに令和6年に実施された県民意識調査では若者の課題に触れられ、物価高騰や実質賃金の減少は、若者の将来不安を増大させ、結婚や子育ての選択をためらわせていると課題認識にまとめられています。若者にとって真に魅力を感じる島根県となっているのかということは、総合的に疑問が残るし、その中の大きなものとして、やはり賃金というものが大きくあるのではないかと労働側としては思っています。今年度の審議は、着地点としては、やはり千円を超えるということが望まれているし、想定もされながらこの審議は進んでいくものと思っていますが、今年度も真摯な議論を進めることをお約束して、全体としての労側の主張とさせていただきます。

【部会長】 ありがとうございました。その他、労側の方からありますでしょうか。

【石川委員】 今年度から務めます石川です。よろしくお願いします。

いま、全体の話がありましたので、私の組織では、特にサービス・流通関係のところが非常に多いところであります。短時間・パートの方で、先ほど事務局の説明からも労働者の割合でいうとおそらく最賃近郊で働いている方の2／3程度が流通・サービス業、それから医療関係の方も含めた方が多いということです。こちらの方の、私の組織の中でいうと今回の

賃上げは短時間・パートタイムで昨年より1%増の66.9円の引き上げがありました。これは過去最高です。特に300人未満、中小のところにもそこが波及されて、大手よりも300人以上のところよりも0.08%増ということで、中小のほうが上回ったという今回の賃上げの結果であります。特にコロナ禍においても、いわゆるエッセンシャルワーカーとして社会基盤のセーフティーネットの役割を果たされたというパートの方、非常に私はその中でも賃金が低い、先ほどの景山委員からの別紙の2にもあります数字でいくとサービス・一般が3.4159要求して妥結額5.92、これが一番高い率となっています。それから商業、流通も7.29の要求で4.96でこれも高い妥結率になっています。こういう最賃近郊で働いている方の率をどんどん上げていくことが、広がっている格差を縮小するということが大事だと思います。

特に流通業含めて、今の企業側も非常に設備投資を含めて店舗のデジタル化とかセルフレジとか発注システムの導入とかをされています。かなりコストが掛かっているということですが、それはサプライチェーン全体で、これは製造業ならず一般のサービス業も含めてコストを転嫁していく流れが、これ原材料費のみではなく労務費の方もどんどん転嫁されていると。これまだまだ3割4割と低いですけども、労務費への転嫁がされつつあり、ようやく賃上げの方もパートにも届いていったという流れがここ数年出てきたので、この流れは止めたくないこともあります。あと、国、行政の支援が行き届いていないところがあるので、これを含めて流通業のところにそういう業種の支援・サービスがないところがあるので、行政に対しても対象業種の拡充を求めていくことも必要ではないかと思います。

私からは以上です。

【久保田委員】 一畑電鉄労働組合の久保田と申します。産別は交通労連で、主に運輸業になります。

先ほど、景山委員からお配りいただいた別紙5ですね、私からは島根県の賃金水準と島根県の人口動態というところについてお話しさせていただきます。

島根県では、以前から人口減少が深刻な課題として問題視されてきました。中でも2040年代には人口が50万人台に突入する可能性が高いという予測も示されており、地域社会の持続可能性への懸念が高まっております。

島根統計情報データベースの公開情報からは、死亡者数が出生数を上回る自然減に加えて、進学、就職、転職、結婚等を機に、県外へ流出する社会減が重なり、いわゆる人口が流出し続けるバスタブモデルのような構造的人口

減少が示唆されております。この背景には、県内の賃金水準の低さも少なからず関係しており、若年層の定着率の低下や地域の活力の喪失の一因とも考えられます。

ここからは現場での課題感を基に、賃金水準の低さが社会に及ぼす影響を次の2点から述べさせていただきます。

1つ目は、個人の生活への影響です。フルタイムで働いていても生活が成り立たず、生活保護等の法的支援に頼らざるを得ないワーキングプア層が増加する懸念があります。また、医療費や教育費に十分な支出ができないことで、健康問題、あとは教育格差が広がるおそれもあります。また、最低限の生活は可能でも、貯蓄の困難さにより、結婚だったり出産、育児、住宅購入といったライフイベントの選択肢が制限され、少子化の一因ともなり得ます。

2つ目になりますけども、企業雇用環境への影響です。高い報酬を求めて県外や、ほか地域への人材流出と人手不足の深刻化に陥ったり、賃金の横ばいが続くことによる働く意欲の低下から、離職率の上昇、教育や採用コストの増加が企業にとって大きな負担となります。

また、企業は利益だけでなく、従業員への待遇、地域貢献、環境への配慮なども求められます。これらが不十分でありますと、信頼度の低下となり、経営にも悪影響が及ぶ可能性があります。

このように最低賃金は生活の基盤であると同時に、地域の持続可能性や社会の健全性を左右する重要な要素だと感じております。

なお、最近発表された全国平均の最低賃金額1,118円に対しては、年収の壁だったり社会保険料の負担など、賃金上昇が必ずしも手取りの増加につながらないという声もあります。こうした懸念は十分に理解しております。だからこそ賃金の引上げだけでなく、税制だったり保険制度の改善、柔軟な働き方の整備など、総合的な支援が必要であるとも考えます。

企業や使用者の皆様におかれましては、私たち労働者が安心して働き、地域に根差した暮らしを続けられるよう、環境整備にいま一度御配慮いただきたく存じます。

賃金の引上げ施策として価格転嫁が推進されていますが、現実にはスムーズにいかないケースもあり、企業側の苦勞も十分理解しております。だからこそ国の支援を待つだけでなく、業務の見直しや付加価値向上など、選ばれる理由としての競争力強化に取り組むことが持続的な成長を目指す転機にもなり、地域社会を守り抜く覚悟の表れであると思っています。

とはいって、こうした取組を支えるのは、やはり人の力であります。企業の主体的な姿勢が働く人々の暮らしと未来を左右する時代だからこそ、まず賃金水準の適正な見直しが人口流出や地域の活力低下を防ぐ鍵の一つである

ということを、ぜひ視野に入れていただければ幸いです。協議を重ねながら、現実的で持続可能な最賃の設定を目指していければと思っております。

私からは以上です。よろしくお願ひいたします。

【部会長】 ただいま労側のほうから意見表明いただきました。
 続いて、使側のほうからよろしいでしょうか。

【橋本委員】 島根県経営者協会の橋本でございます。

使用者側といたしまして、まず、労側からおっしゃった島根をよくしていきたい、その気持ちは使用者、各会社の経営者としても同じ気持ちでやってらっしゃいます。今の時代、自分の会社がよけりやあそれでいいという、これでは商売はできないわけであって、地域の皆さんと一緒に、地域がよくなることが自分の会社がよくなることだという御認識の下で、皆さん、それから経営者だけでなく、もちろん従業員の働いてらっしゃる皆さんの生活も安定しなければ自分の会社もよくならない、これは本当に各経営者の皆さん、共通認識で、基本的な認識でいらっしゃるというふうには思います。

ただ、給料を上げてあげたい、物価も上がってるから給料上げたいという、こういう認識ももちろんおあります。ただ、データとしていうならば、労働分配率は既にもう80%を超えた状況にある。最近のところでは、低下しているというデータもあるかもしれませんけれども、低下しても80%を超えるということは、もう喫水線を超えてるという状況にはあるということは御認識をいただきたいというふうに思います。

そういった状況にある中で、私どもといたしまして、どういった気持ちでこの審議に臨んでいくかということなんですかけれども、基本的には最低賃金法に定めます3要素、生計費、賃金、通常の事業の賃金の支払い能力、これをしっかりとデータで見据えて臨んでいくということ。それから、最低賃金というのは、確かにいろんな社会全体に影響を及ぼすものではあるとは思うんですけども、基本的にはセーフティーネットであるということを忘れずに議論を重ねていただきたいというふうに思っておるところです。

それから、先ほど来申しますように、使用者側といたしましても、昨今の物価上昇については十分に認識をしておるところではありますが、全国的な上昇率と比べても、島根はそれほど今、いっていないということ。それから、物価上昇を全て賃金でカバーしていくということは、これは経営者に過剰な負担を与えるものであることもあります。政治であるとか、金融政策であるとか、そういうところに頼むところも、これは十分にあるということは思うところであります。

そういうことを踏まえまして、私どもとして、やはり通常の事業の賃金の支払い能力、ここに重きを置いて審議を重ねていきたいというふうに思つております。

具体的なデータで申しますと、先ほどお配りいただいた令和7年の賃金改定状況調査結果における第4表ですか、第3表か、4表か、のデータに基づいて、賃金上昇率、これをまずスタートの数字として主張していきたいというふうに考えておるところです。

あと、いろんなデータを見るところでは、業況判断のD I、これは中小企業の月次調査などによると、決していい数字は出でていない、企業業績は改善されているというような見方もあるようですがれども、決して決してそのD Iからするとマイナスが走っていて、先行きに關しても非常に不安視する旨、これはアメリカの通商政策によるところも大きいとは思うんですけども、不安視する旨も増えておるという状況もあります。

また、価格転嫁の状況に關しましては、これは実は即効性がある対策ではあると思うんです。いろんな効率化を進めるというようなことも重要なんですがれども、手っ取り早いというか、即効性のあるものとしては、価格転嫁がうまくいけば賃上げの原資は確保できてくるというふうにも思います。ただ、転嫁できているのは、まだ転嫁率が70%未満の事業者が合計で79%程度ということ、転嫁に成功したとしても、その8割の企業で転嫁できた金額は、コストの3割にも満たないという状況がまだありますので、まだまだこれは政府による法律に基づく取締りっていうか、そういったものも強化していただくとともに、パートナーシップという制度というか、そういうものもありますんで、各企業にはそういう、特に大手企業にそういう認識を持つていただくことを、地方中小企業としては望むところでございます。

そういうことで、何とか払いたいんだけども、払う限界があるというところで、いい着地点を見いだしていきたいというふうに思います。

以上です。

【多野委員】 島根県鐵工会の多野です。よろしくお願ひします。

先ほど、島根県らしい賃上げという話、最低賃金の公正をいうことがございました。昨年もそういうつもりで会はいろいろさせてもらったつもりでおります。今年もいろいろとそのような気持ちで、お互いの審議深めていきたいと思ってるんですけども、先ほど、丸山知事のほうがいろんな形で動いておられるということもありましたけれども、丸山知事がいろんな交渉を国とされている、PRをされてる中で、今、国が1,500円という最低賃金をということがございます。石破総理のほうからも、その年度については

縮めていくことで、2020年代という話も出ております。

今の物価上昇から考えて、そういう話が出るということは理解はいたしますが、一方で、丸山知事がおっしゃるように、本来は、これは国が決める事ではなくて、各企業が業績に応じて賃金を上昇させていくというのが、今までやっていくべきことができていなかったという、この国の状況に対して、一方的に国のはうで線を引いて1,500円という金額が出ていて、年度も定められてるということに、中小零細企業においては非常にひずみが出る状況になっているというのが現実ではないかというふうに思っております。

今、倒産ということも増えてはおりますけれども、廃業される企業が非常に多い。その理由というのが、確かに後継者不足という側面があるのは事実ですが、もうこれ以上賃上げをする原資が手元にないということで、閉められるうちに廃業しようという選択肢を選ばれる企業さんが、特に会員さんのはうでも、ここ数年来、増えてきているように思っております。

できるだけそういうところを私たちとしても防いでいきたいというふうに思っておりますけれども、1つ、私が数字的に出せるというと、当組合での扱い量というところでしかちょっと目安として御提示できないんですけども、当組合が大体業況的に安定的な時期という年度であれば、平均的に年間鉄鋼材料の取扱数量が約5万トン、5万トンというのを一つの数字の目安にしております。この5万トンに対して、先般、島根県が開かれたトランプ関税に対する調査での会議のときにも話したんですけども、もう既に昨年の時点で4万1,000トンまで落ちているんですね。コロナ禍の間、3万8,000トンでした。一回、2022年、ちゃんと5万トンを超えて5万2,000まで戻っていたにもかかわらず、再び微妙に減少していくって、昨年、4万1,000トンまで落ちた。今、今年この半年間でどうかっていうと、多分それを倍掛けたとして4万1,000トン届かないです。それぐらい現実的に製造業、鉄骨ファブリケーターさんも含めて、鉄関係の物づくりの方の業況が現実的に非常に厳しいという状況があります。

さらに、ここの中には中国5県でも大型案件と言われてる神戸川、大橋川、そういう河川工事の材料が数千トン入っております。数千トン入っていながら、ここまで落ちているということは、通常で物づくりをされてる皆さん方は、それぐらい厳しい状況での経営をしておられるということ。加えて、今、物価上昇が続いている中で、なぜか鉄鋼材料と、それに関わる仕事をされる手間賃については下がってるんですね。

じゃあ、なぜ下がるか。国内の業況が非常に悪いからです。価格転嫁をしたい、現実的にはエネルギーコストや人件費や、もともとから考えたときに材料は1.5倍ぐらいには上がってます。ピーク時が1.8倍でした、それ

が1.5倍ぐらいまでは、そういう意味でいくと下がってはいるんですけども、もともとからいくと、それだけ上がっているにもかかわらず、公示価格等は下がっていってるんですね。それは何かといったら、仕事がない、あと、製造業さんも価格転嫁はしたいけれども、じゃあ、その交渉していると、結局は、じゃあ、あつ、分かりましたという言葉の裏でよそに価格を聞いてみられるということで失注してしまうというようなことも起きております。

今回、この審議をさせていただく中で、最低賃金が上がっていくこと、それから、一般的にも賃上げをしていくこと、これは必ず必要なことであるというのは理解しております。ただ、企業がどんどん少なくなっていく、結局は賃上げしても、働く企業の数がどんどん減っていくことが果たして島根県にとっていいかどうかということも頭に入れながら、お互いに必要な主張はしつつも、お互いの立場を理解しながら、いい落としどころの会話がさせていただければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

【金井委員】 商工会議所の金井でございます。よろしくお願ひいたします。

今年からでございますので、若干ピントが外れたことを申し上げるかもしれません、よろしくお願ひをしたいと思っております。

今回の最低賃金の中央の審議会につきましては、私ども日本商工会議所から聞き及ぶところで、今回の目安については、最終的に公益委員の見解によって決められたと。7回も目安に関する小委員会を開いて、一致ができなかったというふうに報告を受けておるところでございます。これは主張の平行線でございますので、ここをどうということではございませんが、その中で、我々も一緒でございますが、この議論を重ねる中で、1つは隣県との競争的な判断はちょっといかがなものかなというのを中央でも言っておりますし、我々どももそれを考えておる次第でございます。

本来であると、この目的というのをちょっと読んだ中では、賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネットでこれを会が、この金額が決まるわけでございますので、本来の目的から乖離するような、隣県ととか、周りを見渡してとかいう、島根県らしい、先ほど労のほうから言っていただきましたが、その分が十分に審議されたいと思いますし、そういうことも一つ考えながら進めていただければと思います。

それと、もう一つ、小規模、零細を中心とした我々の組織体でございます。その中で、一番は、仮に金額が一定のところで決まって、決まったとする前提で、経営者側としては用意する時間がございません、これが一番だと思います。やるにいたしましても、はい、明日からと、これは私のところです。はい、明日からというわけには、経営というのは絶対なっていきませんし、

また、用意すべき財源も求めなければならぬと、こういう中から、私がこの会に出る前は10月というのが定説というか、常道だというような考え方があったかもしれません、各地方の実態に即して、この日程を十分に、期日を十分に取っていただきたい。何も10月でなくても、例えはですが、ところどころ誤解のないように、11月でも、12月でも、翌年の1月でも、ひどいことを言えば来年の3月でもというような柔軟な考え方で、経営の、先ほど鐵工会のほうからも申し上げられたとおり、柔軟な経営で準備ができる、労働者の方々にも経営者の方にもメリットのあるやり方をひとつお願いをさせていただければと思っておる次第でございます。

とにかく最後はスピードがゆっくりにならないと、所期の目的、先ほどの高齢化、廃業、こういったコロナ明けの経営者の返済が始まってきておりまして、非常に苦しい資金繰りを強いられているという状況ではございますので、御理解をいただいて建設的な意見が交わされればというふうに考えております。

以上でございます。

【部会長】 それぞれありがとうございました。

それぞれから意見を今いただきました。労側の意見を聞かれて使側から、また使側の意見を聞かれて労側から、何かお話しすることなどはありますでしょうか。

(意見なし)

それでは、各側から基本的な考え方、意見の表明を今していただきましたが、金額の提示案などはお持ちでしょうか。

【景山委員】 本日の会議が何時までかっていうことによりますが、公使会議を開いていただければ金額提示をさせていただいて、具体的な協議に入りたいというふうには思っております。

【部会長】 今日の予定ということですけど、事務局のほうからは何か会議室のあれとか。

【室長】 事務局のほうからお話しします。

まず、会議室のほうですけれども、1日取っておりますので、その辺りは大丈夫です。

【部会長】 それでは、今日の予定ですけれども、どうしましょうか、一度ここで今日、議論を置いて、また次回にするのか、また少しだけ話して、少しだけというか、一度お互いの話等をお聞きしてということにするのかということで、皆さんのお時間というか、御予定がどうなっているかによって決めたいと思いますけれども。

【景山委員】 次回でいいです。

【部会長】 分かりました。ちょっと予定がつきそうもないで、一旦今日はここでそれぞれの御意見をお互い出していただいたということで、金額提示も含めて、次回の会議で持ち越したいというふうに考えてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日、これ以上の審議を今日はしないということにしたいと思いますので、次回に持ち越したいと思います。

それでは、次回の日程の確認をお願いします。

【室長】 次回ですけれども、事務局としては、当初メールでご案内しておりましたとおり8月8日金曜日を予定しております。ただ、目安小委員会も7回まで来ており、かなり流動的というか皆様のご希望も考えなければいけないということもありますし、場所的なことを申し上げますと、8月7日も押さえております。1日押さえておりますので、皆様の方で、もし明日ということであれば場所的には問題ございません。明後日でも問題ございません。

いかがでしょうか。

【部会長】 予定としては、8日ということになっておりますので、8日で皆さん予定を組まれていると思いますので、そのほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

8日の13時30分ということで。

(異議なし)

【部会長】 それではそういうことでお願いします。

では、次回については8月8日の13時30分からでよろしくお願ひしま

す。

それでは本日の専門部会についてはこれで閉会します。ありがとうございました。